

令和4（2022）年11月



特別支援学級及び通級による 指導の適切な運用について

～今後の吹田市の特別支援教育について～

吹田市教育委員会

説明会の流れ

1. 国通知について
2. 吹田市の方針について
3. 吹田市の通級指導教室について
4. 質疑応答

1. 国通知について

(令和4(2022)年4月27日付 4文科初第375号)

国通知の趣旨について

- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要。
 - すべての子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求し、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。
 - 上記2点を踏まえれば、障害のある子供と障害のない子供とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有する。
- ▶交流及び共同学習...支援学級に在籍する児童生徒の交流先の学級で実施される活動。「交流」(相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育む)と「共同学習」(教科等のねらいの達成)の2つの側面がある。

1. 国通知について

(令和4 (2022) 年4月27日付 4文科初第375号)

文部科学省からの指摘

令和3年度に文部科学省が一部の自治体を対象に実施した調査において、支援学級に在籍する児童生徒の中には、

大半の時間を交流及び共同学習として通常学級で学び、支援学級において自立活動の時間など、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例がある。

(例)

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない。
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている。
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない。等

1. 国通知について

(令和4(2022)年4月27日付 4文科初第375号)

特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について①

- 障がいのある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであるということ。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒については、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

1. 国通知について

(令和4(2022)年4月27日付 4文科初第375号)

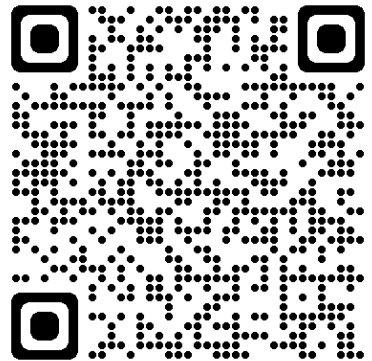
特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について②

Q. 週の半分の根拠如何。

A.

- ・学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編成され、障害に応じた指導が行われるもので
あること、
- ・交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートする
など、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること
等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）Q & A」より引用



2. 吹田市の方針について

国通知を受け、吹田市としては、

- 『ともに学び、ともに育つ』教育理念を継続して追求、実現するため、インクルーシブ教育を推進し、すべての児童生徒がともに成長できる環境づくりに努めていきます。
- 文部科学省からの通知の趣旨に沿った「適切な学びの場への見直し・変更」について、当該児童生徒、及び当該保護者と丁寧に話し合いを行い、学びの場を決定します。
- 学びの場の変更については、原則、令和6年4月1日からとします。

2. 吹田市の方針について

令和6年度に向けた「学びの場の決定」のスケジュールについて

令和4年度

令和5年度

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
新小1の児童	①					③				④
現在、支援学級に 在籍している児童・生徒										

①（11月末頃）令和5年度の学びの場を決定

②（令和4年度末まで）一人ひとりの成長できる学び方を再度検討

③（令和5年度4月～7月頃まで）成長できる学び方の検討・実践

④（令和5年度1学期末頃）令和6年度の学びの場を決定（最終決定は11月中）

2. 吹田市の方針について

「学びの場」について

	在籍	当該学年の 学習	合理的配慮 ※	自立活動	下学年の 学習	特別支援学校学 習指導要領に おける各教科の 内容の学習 等	特徴
通常学級	通常学級	○	○				必要な支援を行うことにより 当該学年の学習を行う
通級による指導	通常学級	○	○	○			通常の学級に在籍しながら、 障がいに応じた特別な指導 (自立活動) を受ける
支援学級	支援学級	○	○	○	○	○	一人一人の教育的ニーズを踏 まえた教育課程の編成を行う

※ 本人・保護者から合理的配慮の申出を受けた場合は、「個別に必要とされる」一人ひとりの教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行います。

一人ひとりの障がいの特性や程度、学習の達成度に応じた適切な学び方と学びの場により、子供たちが「成長」できるよう設定できているか。

2. 吹田市の方針について

「学びの場の設定」に関するQ&A①

Q. 国通知で授業時数の目安が示されたため、支援学級に在籍することができるのは、支援学級で授業を半分以上受ける児童生徒に限定されますか。

A. 国通知には、「原則として、週の授業時数の半分以上を目安」と示されていること、児童生徒一人ひとりの学びの場は、その子供の障害の状態、教育的ニーズ、学校の状況等を総合的に勘案し、判断することなどから、機械的に半分以上と線引きすることはしません。

ただし、

①先ほどの表で示したような学び方が、本人の成長に必要なか

②通級による指導、支援学級を選択する（特別の教育課程を編成する）場合は、「自立活動」を取り入れること等、それぞれの学びの場に在籍する際の一定の基準（ルール）があること等は、学校とも丁寧に確認したうえで、選択することが大切です。

2. 吹田市の方針について

「学びの場の設定」に関するQ&A②

Q. 次年度、支援学級に在籍することを考えていましたが、今から学びの場を変更することは可能ですか。

A. 可能です。スケジュール表で示した通り、最終の判断については11月末頃としていますので、各校から伝えられた期限内に変更することはできます。
お悩みの際は、一度学校にご相談ください。

Q. 表を見ると、通常学級に在籍していたら、下学年の学習がないことになっています。通常学級では、復習等の時間はないのでしょうか。

A. 通常学級において、授業中に下学年の学習内容による復習を行うことはあります。
今回お示しした表は、例えば知的発達の遅れにより、当該学年の学習内容では本人の成長につながらないため、1年間を通し、継続して下学年の学習内容に替えて学習するといった特別な学び方が可能であることをあらわしたものです。

2. 吹田市の方針について

「学びの場の設定」に関するQ&A③

Q. 令和6年度から、支援学級在籍児童生徒への「入り込み指導」がなくなるということでしょうか。

A. なくなりません。文部科学省の通知にもあるように、「交流及び共同学習」（入り込み指導）は大きな意義を有しており、子供たちの成長に必要な取り組みです。

実施する際は、「目標の明確化」、「組織的な指導体制」、「教育課程上の位置づけ」、「適切な評価」をポイントに活動します。ただし、支援学級に在籍していながら、大半の時間を通常学級で学ぶことは、ありません。

2. 吹田市の方針について

「すべての児童生徒がともに成長できる環境づくり」について

通常学級在籍の児童生徒へのサポート

- 学校生活において、障壁（バリア）があり配慮を要する児童生徒のため、合理的配慮を含むサポートを実施する支援人材を配置予定

通級指導教室の拡充

- 全小中学校に通級指導教室設置を計画
- より選択しやすい運用方法を検討

教職員研修の充実

- 特別支援教育に関する基本的事項のみならず、一人一人の子供の状況をアセスメントし理解するための研修を実施
- 東大連携を通して、現場の教職員で構成された研究会を組織し、インクルーシブな学校づくりに向けて研究を実施

吹田市の 通級指導教室

令和4年11月 8日

保護者説明会

通級による指導とは・・・

通級による指導は、通常の学級に在籍している障がいのある児童・生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童・生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

このような困り感を持った子どもたちが学びます

- 対象 ①LD・ADHD・自閉症スペクトラム症など発達に課題のある児童生徒
②構音の誤りのある児童生徒
③その他（吃音、場面緘黙 等）

【言語面】

- 発音がはっきりしない
- 言葉につまることがある
- 知っている言葉が少ない

【学習面】

- 形の似た字を間違いやすい
- 文字や行をとばして読むことが多い
- 聞き違いや聞き漏らしが多い
- 思いつくままに発言してしまい筋道を立てて話すことが難しい

【行動面】

- いつも体が動いていて、何かをしていてもすぐ他のことに気を取られる
- 順番を待つなど集団での行動がうまくいかない
- 友達とのコミュニケーションをとることが苦手
- 友達の気持ちをくみ取ることが苦手
- 行動や気持ちのコントロールが苦手

通常の学級

障がいにより、
学習や生活に困り感が
ある児童・生徒

~~通級による指導
支援学級~~

まず、検討すべきは、障がいや特性に
応じた配慮や支援
(合理的配慮)

工夫や配慮をしても
学校生活や学習面で
困難がある児童・生徒がいる。

通常の学級

障がいにより、
学習や生活に困り感がある
児童・生徒

まず、検討すべきは、障がいや特性に
応じた配慮や支援
(合理的配慮)

通級による指導

学習場面や生活場面で生じる困難を改善・克服
するための、障がいに応じた特別の指導を一部
行う (自立活動の指導)

具体的な指導内容

① 自立活動

- 正しい言葉や言葉のリズムを獲得するための指導
- 遊び、音読、会話などの活動を通して、話すことへの自信を持てるような指導
- 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する等の日常活動的な指導
- 人との関わりを広げるために、ソーシャルスキルの指導を通してコミュニケーション力の育成

② 各教科の内容を取り扱うことができる

→ 単なる教科の遅れを補充するための指導ではない

☆個別の指導計画作成

☆通常学級担任・保護者との連携

指導形態及び指導時間

①個別学習

指導時間 小学校 月2～3回または週1回
中学校 月2回

②小集団指導・グループ指導

小学校（小集団指導）

- ①運動あそび教室（運動の課題）
放課後 金曜日 年8回
 - ②ソーシャルスキルクラス
（対人・行動の課題）
放課後 水曜日 年8回
 - ③言語小集団活動（言語の課題）
放課後 火曜日 年8回
- 岸部第一小学校
吹田第二小学校
高野台小学校
山田第二小学校

中学校（グループ指導）

ソーシャルスキルクラブ活動

放課後 第1金曜日 豊津中
第2金曜日 合同
第二中学校
竹見台中学校
山田中学校

年間回数
5～3月までの年10回



令和4年度通級指導教室設置校（小学校）

自校通級（設置校）

- 吹田第二小学校
- 吹田第三小学校
- 豊津第一小学校
- 片山小学校
- 岸部第一小学校
- 山田第二小学校
- 山田第三小学校
- 東佐井寺小学校
- 高野台小学校
- 北山田小学校
- 千里たけみ小学校
- 青山台小学校

他校通級

- 吹田南小学校
- 吹田東小学校
- 豊津第二小学校
- 山手小学校
- 岸部第二小学校
- 東山田小学校
- 山田第五小学校
- 佐井寺小学校
- 佐竹台小学校
- 山田第一小学校
- 桃山台小学校
- 古江台小学校

- 吹田第六小学校
- 吹田第一小学校
- 江坂大池小学校
- 千里第三小学校
- 千里第一小学校
- 千里丘北小学校
- 南山田小学校
- 千里第二小学校
- 西山田小学校
- 津雲台小学校
- 千里新田小学校
- 藤白台小学校

令和4年度通級指導教室設置校（中学校）

自校通級（設置校）

- 第二中学校
- 豊津中学校
- 山田中学校
- 竹見台中学校

他校通級

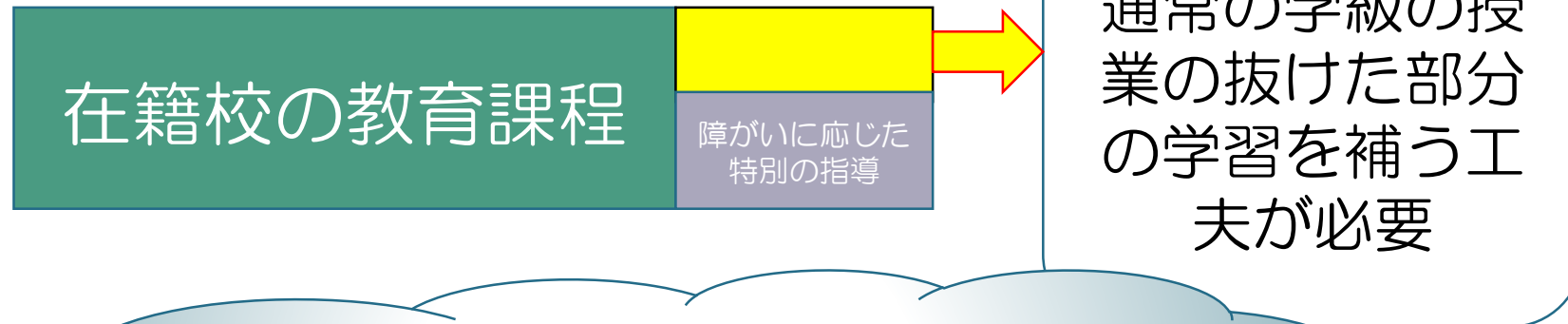
- 第五中学校 片山中学校
佐井寺中学校
- 第三中学校 第六中学校
豊津西中学校
- 西山田中学校 山田東中学校
千里丘中学校
- 南千里中学校 高野台中学校
青山台中学 古江台中学校
（第一中学校は豊津中学校
と竹見台中学校の調整区）

通級による指導における特別の教育課程の留意点

- 他校通級（加える場合）

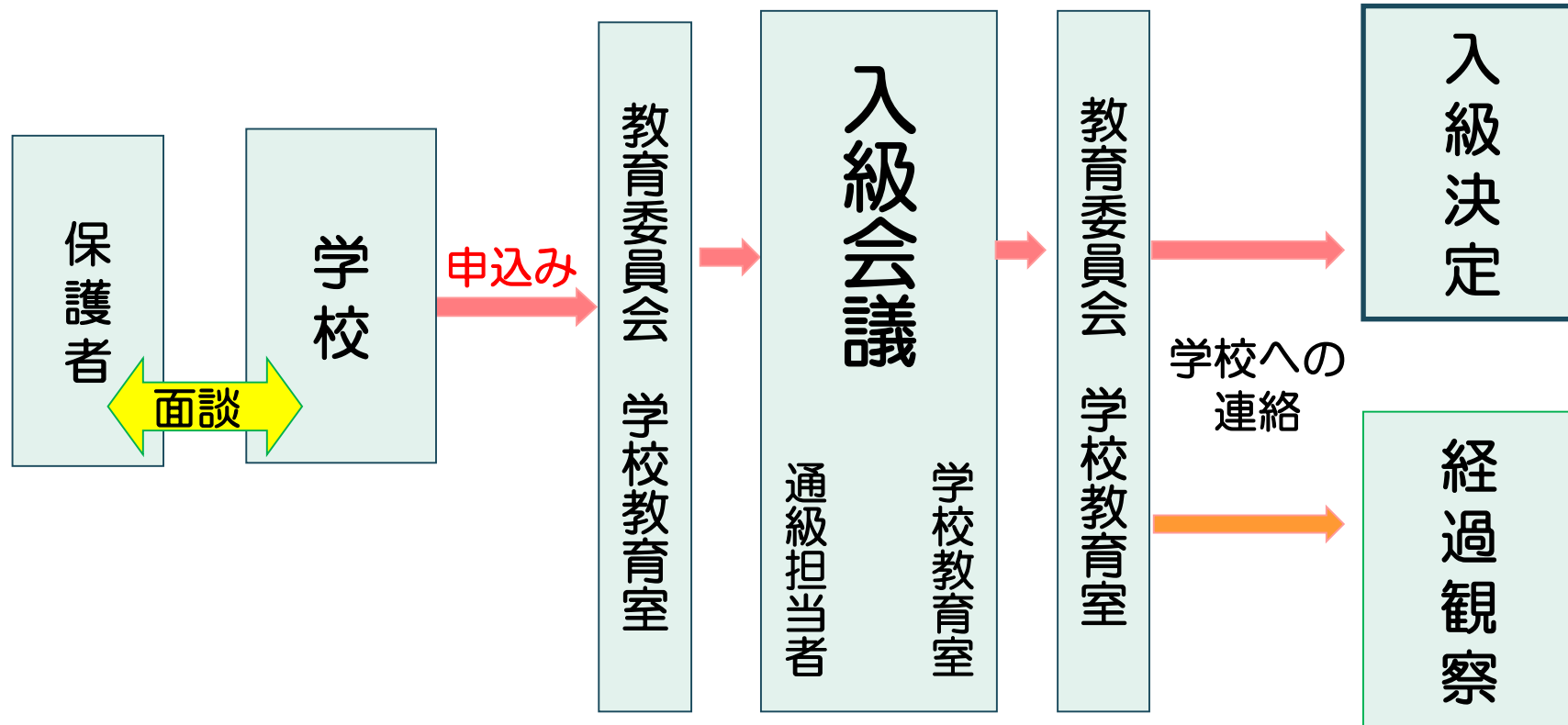


- 自校通級（替える場合）



児童・生徒の過度な負担がかからないように留意する必要がある。

入級までの流れ



3. 吹田市の通級指導教室について

「通級指導教室」に関するQ & A

Q. 令和6年度の学びの場を通級指導教室で希望する予定です。令和6年度、すべての学校に通級指導教室が設置される予定ですか。また、令和6年度に設置されない場合は、いつ通級指導教室が設置される予定でしょうか。

A. 通級指導教室については、近い将来に全校設置を目指していますが、具体的に、どこに、いつまでに設置できるかは確定していません。人材面や、施設面などの体制を整備し、可能な限り早急に設置できるよう努めていきます。

Q. 現在、支援学級に在籍しています。スケジュール①のタイミングで通級指導教室で学ぶことを希望した場合、令和5年度4月から通級指導教室に在籍することは可能ですか。

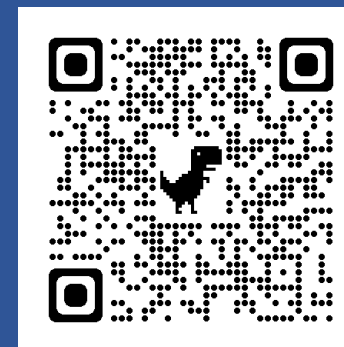
A. 通級指導教室については、令和5年度までは現行通りの運用のため、できません。令和6年度以降は、支援学級から通級指導教室への学びの場の変更を可能とする方向で検討しています。

【参考】吹田市の教育理念について（吹田市教育ビジョンより）



教育理念

いのち ^{あす} 今 吹田から ^{あす} 未来の力を
生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育



教育理念を実現するための

3つの基本目標と7つの基本方向があり、「特別支援教育の充実」（施策10）は、

基本目標 1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

を目標に取り組みを推進。

【参考】吹田市の教育理念について

吹田市の特別支援教育の理念

『ともに学び、ともに育つ』

- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用により、**配慮を要する子供の教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、実施。**
- **教育活動への校内支援体制や環境調整、教職員の研修の充実**により、すべての子供が「ともに学び、ともに育つ」教育を推進。

【参考】インクルーシブ教育の推進①

『ともに学び、ともに育つ』教育の実現のために

- 本市の教育理念や、支援教育の理念に基づいて、『インクルーシブ教育』を推進していきます。

吹田市の目指す『インクルーシブ教育』の定義

吹田市では、次の条件を満たす教育を『インクルーシブ教育』と定義しています。

- 1.多様な子供たちがいることが前提であること
- 2.多様な子供たちの**教育を受ける権利が保障**されていること
- 3.上記を満たす教育システムを常に模索していること

※子供の多様性については、障害の有無に限らず様々なマイノリティを想定

【参考】インクルーシブ教育の推進②

『ともに学び、ともに育つ』教育の実現のために

- インクルーシブ教育については、**東京大学大学院教育学研究科との連携協定を締結（令和4（2022）年1月27日）**し、東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センターからの知見の提供、及び助言をいただきながら研究をすすめています。
- 今後、個人の心身機能が原因ではなく社会の環境やあり方、仕組みが障害を作り出しているという**「障害の社会モデル」**の考え方を吹田市の学校関係者に伝えていくことを通して、吹田市内の学校をインクルーシブな空間にしていきます。

【参考】 障害の社会モデルとは

障害の社会モデル



障害や不利益・困難の原因は**障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因がある**という考え方。

社会や組織の仕組み、文化や慣習などの「社会的障壁」が障害者など少数派（マイノリティ）の存在を考慮せず、多数派（マジョリティ）の都合で作られているためにマイノリティが不利益を被っている、というマジョリティとマイノリティの間の不均衡が障害を生み出していると考え、社会が障害を作り出しているからそれを解消するのは社会の責務と捉えます。